

パブリック・コメント募集中

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度です。この度三島市では、三島市マンション管理適正化推進計画の策定にあたり、下記によりパブリック・コメントを募集します。

記

案件名	三島市マンション管理適正化推進計画(案)
趣旨	マンション管理の適正化の推進に関する法律に基づき、本市が目指すマンションの管理に関する目標や管理に求める視点を明確化し、管理適正化に向けた取り組みをさらに推進するとともに、管理計画認定制度の運用を目的として策定する10年間の計画。 *本計画は別途パブリック・コメントを実施している三島市住宅マスタープランの第5章として位置づけています。
資料	三島市マンション管理適正化推進計画(案) 施設に備え付けの資料をご覧ください。また、三島市のホームページからダウンロードすることができます。
応募対象者	1.市内に住所を有する者 2.市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 3.市内に存する事務所または事業所に勤務する者 4.市内に存する学校に在学する者 5.その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者
意見の応募期間	令和4年1月28日(金)から令和4年2月28日(月)まで (最終日必着でお願いします。)
意見の提出方法とあて先	1.三島市のホームページから提出する場合： ※インターネットで「三島市パブリック・コメント」を検索してください。 2.郵送の場合：〒411-8666 三島市北田町4-47 三島市役所 住宅政策課 三島住まい推進室 3.ファクシミリの場合：055-973-6722 4.電子メールの場合：jyuutaku@city.mishima.shizuoka.jp 5.持参の場合：三島市役所 西館2階 住宅政策課 三島住まい推進室 (平日8:30から17:15までにご持参ください。) パブリック・コメントをするための意見の書き込み用紙は、備え付けの各案件の「パブリック・コメント用紙」をご利用ください。なお、三島市パブリック・コメントのホームページでは、PDF版、WORD版のファイル形式により「パブリック・コメント用紙」をダウンロードすることができます。
意見提出時の注意事項	1.提出者(ご自分)が、応募対象者のうち次のア～オのどれに該当する者か必ずお選びいただきます。 ア. 市内に住所を有する者 イ. 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ. 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ. 市内に存する学校に在学する者 オ. その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者 2.提出者の住所(又は所在)、氏名(又は団体名)、連絡先等(電話番号、メールアドレス等)について記載してください。 3.意見をするとき、案件のどの部分の意見(資料の〇ページ〇行目についての意見等)かを明確にし、意見内容を記載してください。
意見の取扱い	提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載し公表します。なお、提出された意見への個別回答はいたしません。
お問い合わせ	〒411-8666 三島市北田町4-47 三島市役所 住宅政策課 三島住まい推進室 電話 055-983-2750 E-mail: jyuutaku@city.mishima.shizuoka.jp